

政令第 号

港湾法施行令の一部を改正する政令

内閣は、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第八項、第五十五条の三の四第一項、第六十条の三及び第六十条の四の規定に基づき、この政令を制定する。

港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）の一部を次のように改正する。

第十七条の九の次に次の一条を加える。

（緊急確保航路）

第十七条の十 法第五十五条の三の四第一項に規定する緊急確保航路の区域は、別表第五のとおりとする。

第二十二条第一項第一号中「第六章」の下に、「第五十五条の三の三、第五十五条の三の四」を加える。

別表第二第一号を次のように改める。

一 東京湾中央航路

次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(24)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた

区域

- (1) 川崎東扇島防波堤東灯台（北緯三五度二九分四一秒東経一三九度四六分五九秒）から八〇度三〇分六、〇三〇メートルの地点
- (2) 川崎東扇島防波堤東灯台から九九度八、九〇〇メートルの地点
- (3) 川崎東扇島防波堤東灯台から一二三度七、六八〇メートルの地点
- (4) 木更津港防波堤西灯台（北緯三五度二二分三七秒東経一三九度五一分四〇秒）から五度一五分五、六三〇メートルの地点
- (5) 木更津港防波堤西灯台から二九二度三〇分五、一〇〇メートルの地点
- (6) 川崎東扇島防波堤西灯台（北緯三五度二八分五一秒東経一三九度四五分三秒）から一六四度八、六二〇メートルの地点
- (7) 第二海堡灯台（北緯三五度一八分四二秒東経一三九度四四分二九秒）から一〇度三、八二〇メートルの地点
- (8) 第二海堡灯台から三五一度七九〇メートルの地点
- (9) 第二海堡灯台から七一一度三六〇メートルの地点

- (10) 第二海堡灯台から一六六度一五分六三〇メートルの地点
- (11) 観音埼灯台（北緯三五度一五分二二秒東経一三九度四四分四三秒）から九〇度三、七〇〇メートルの地点
- (12) 海獺島灯台（北緯三五度一二分四三秒東経一三九度四四分七秒）から九〇度四、六五〇メートルの地点
- (13) 海獺島灯台から九〇度二、九〇〇メートルの地点
- (14) 観音埼灯台から九〇度一、九五〇メートルの地点
- (15) 第二海堡灯台から一七九度四五分二、八九〇メートルの地点
- (16) 第二海堡灯台から一八六度三〇分三、一七〇メートルの地点
- (17) 第二海堡灯台から一九七度二、六五〇メートルの地点
- (18) 第二海堡灯台から一九〇度三〇分二、三二〇メートルの地点
- (19) 横須賀港東北防波堤東灯台（北緯三五度一九分九秒東経一三九度四〇分三一秒）から六一度三〇分二、八二〇メートルの地点

(20) 横浜金沢木材ふとう東防波堤灯台（北緯三五度二二分四三秒東経一三九度三九分三〇秒）から七五
度一五分三、六五〇メートルの地点

(21) 横浜本牧防波堤灯台（北緯三五度二六分三六秒東経一三九度四一分二一秒）から一五四度四五分四
、二一〇メートルの地点

(22) 横浜本牧防波堤灯台から一四九度四、〇四〇メートルの地点

(23) 横浜大黒防波堤東灯台（北緯三五度二七分二四秒東経一三九度四二分二五秒）から一三八度一五分
四、五〇〇メートルの地点

(24) 川崎東扇島防波堤東灯台から一一七度三〇分四、〇四〇メートルの地点

別表第二中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十六号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第四の次に次の一表を加える。

別表第五（第十七条の十関係）

一 東京湾に係る緊急確保航路

(1) から(13)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(13)に掲げる地点とを結んだ線

により囲まれた区域、(14)から(20)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(14)に掲げる地点と(20)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域、(21)から(26)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(21)に掲げる地点と(26)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域、(27)から(30)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(27)に掲げる地点と(30)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域、(31)から(34)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(31)に掲げる地点と(34)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域並びに(35)から(37)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(35)に掲げる地点と(37)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域

- (1) 東京東防波堤灯台（北緯三五度三六分四三秒東経一三九度四九分四一秒）から一三〇度一、一五〇メートルの地点

- (2) 東京東防波堤灯台から一四二度三〇分二、二九〇メートルの地点
- (3) 東京東防波堤灯台から一五六度四五分八、二九〇メートルの地点
- (4) 川崎東扇島防波堤東灯台から七一度四五分八、三六〇メートルの地点
- (5) 東京東防波堤灯台から一二一度三〇分一、一六〇メートルの地点

-
- (6) 東京東防波堤灯台から一四二度一五分一四、二六〇メートルの地点
- (7) 川崎東扇島防波堤東灯台から九九度八、九〇〇メートルの地点
- (8) 川崎東扇島防波堤東灯台から八〇度三〇分六、〇三〇メートルの地点
- (9) 東京中央防波堤東灯台（北緯三五度三六分三六秒東経一三九度四九分二八秒）から一七〇度四
五分六、六四〇メートルの地点
- (10) 東京中央防波堤西灯台（北緯三五度三五分三三秒東経一三九度四七分二六秒）から一三九度三
〇分五、四六〇メートルの地点
- (11) 東京中央防波堤東灯台から一七二度三〇分五、四二〇メートルの地点
- (12) 東京中央防波堤東灯台から一六三度一五分六、五四〇メートルの地点
- (13) 東京中央防波堤東灯台から一五八度四五分二、九五〇メートルの地点
- (14) 川崎東扇島防波堤東灯台から一〇二度一五分二、七七〇メートルの地点
- (15) 川崎東扇島防波堤東灯台から一一七度三〇分四、〇四〇メートルの地点
- (16) 川崎東扇島防波堤東灯台から一三八度三、六六〇メートルの地点
-

-
- (17) 川崎東扇島防波堤東灯台から一三〇度二、三六〇メートルの地点
- (18) 川崎東扇島防波堤東灯台から一六二度一五分三、八七〇メートルの地点
- (19) 川崎東扇島防波堤東灯台から一七六度四五分四、四〇〇メートルの地点
- (20) 川崎東扇島防波堤東灯台から一五二度三〇分二、一二〇メートルの地点
- (21) 川崎東扇島防波堤東灯台から一七一度二、三七〇メートルの地点
- (22) 横浜大黒防波堤東灯台から一二五度四、六九〇メートルの地点
- (23) 横浜大黒防波堤東灯台から一三八度一五分四、五〇〇メートルの地点
- (24) 横浜本牧防波堤灯台から一四九度四、〇四〇メートルの地点
- (25) 横浜大黒防波堤東灯台から一二二度一五分三、四七〇メートルの地点
- (26) 川崎東扇島防波堤西灯台から一五六度四五分二、七〇〇メートルの地点
- (27) 木更津港富津西防波堤灯台（北緯三五度二〇分四秒東経一三九度四九分一六秒）から三二八度一五分六、五三〇メートルの地点
- (28) 木更津港富津西防波堤灯台から三一七度一五分五、八一〇メートルの地点
-

-
- (29) 第二海堡灯台から一四度四五分六、四七〇メートルの地点
- (30) 第二海堡灯台から一五度三〇分七、三五〇メートルの地点
- (31) 横須賀港東北防波堤東灯台から九九度一五分二、八一〇メートルの地点
- (32) 第二海堡灯台から二七八度三〇分二、二八〇メートルの地点
- (33) 第二海堡灯台から二〇〇度三〇分二、〇一〇メートルの地点
- (34) 第二海堡灯台から二一九度二、五三〇メートルの地点
- (35) 横浜金沢木材ふとう東防波堤灯台から七五度一五分三、六五〇メートルの地点
- (36) 横須賀港東北防波堤東灯台から五六度一五分二、九五〇メートルの地点
- (37) 横浜金沢木材ふとう東防波堤灯台から一一〇度四五分二、八四〇メートルの地点

二 伊勢湾に係る緊急確保航路

(1)から(6)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(6)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域並びに(7)から(43)までに掲げる地点を順次に結んだ線及び(7)に掲げる地点と(43)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域

-
- (1) 三河港姫島東防波堤灯台（北緯三四度四二分五六秒東経一三七度一五分一二秒）から二八六度四五分四、四三〇メートルの地点
 - (2) 三河港姫島東防波堤灯台から二八〇度三、九〇〇メートルの地点
 - (3) 立馬埼灯台（北緯三四度三九分三八秒東経一三七度四分一二秒）から三二四度一、四四〇メートルの地点
 - (4) 尾張野島灯台から一七九度三〇分二、〇八〇メートルの地点
 - (5) 尾張野島灯台から一九七度三〇分一、五〇〇メートルの地点
 - (6) 立馬埼灯台から三二六度一五分二、一四〇メートルの地点
 - (7) 名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台（北緯三五度三四秒東経一三六度四八分六秒）から二二六度三〇分四、三四〇メートルの地点
 - (8) 伊勢湾灯標（北緯三四度五六分一六秒東経一三六度四七分三三秒）から三三七度一五分三、五一〇メートルの地点
 - (9) 伊勢湾灯標から三一一度一五分一、九五〇メートルの地点
-

-
- (10) 伊勢湾灯標から三三九度四五分二、四二〇メートルの地点
- (11) 伊勢湾灯標から三五八度四五分九五〇メートルの地点
- (12) 伊勢湾灯標から二二六度四五分二、二四〇メートルの地点
- (13) 野間埼灯台（北緯三四度四五分二八秒東経一三六度五〇分四〇秒）から三〇三度四五分七、六七〇メートルの地点
- (14) 内海港第四号防波堤灯台（北緯三四度四四分一六秒東経一三六度五一分二九秒）から一八七度四五分七、二七〇メートルの地点
- (15) 伊良湖岬灯台（北緯三四度三四分四六秒東経一三七度五八秒）から二九五度一五分四、九三〇メートルの地点
- (16) 篠島港西防波堤灯台（北緯三四度四〇分四二秒東経一三六度五九分五五秒）から二三〇度四五分三、五七〇メートルの地点
- (17) 師崎港南防波堤灯台（北緯三四度四一分五二秒東経一三六度五八分二九秒）から一二六度四五分六四〇メートルの地点
-

-
- (18) 大井港口灯標（北緯三四度四三分二五秒東経一三六度五八分一八秒）から一一二度四五分八五〇メートルの地点
- (19) 衣浦港東防波堤西灯台（北緯三四度四九分七秒東経一三六度五六分三六秒）から一八六度三〇分一、五八〇メートルの地点
- (20) 衣浦港東防波堤西灯台から一六〇度一、六七〇メートルの地点
- (21) 大井港口灯標から七五度四五分一、三二〇メートルの地点
- (22) 羽島灯標（北緯三四度四一分三四秒東経一三六度五八分二三秒）から一一九度三〇分一、三六〇メートルの地点
- (23) 尾張野島灯台から二六九度二、九二〇メートルの地点
- (24) 尾張野島灯台から二二一度四五分四、四五〇メートルの地点
- (25) 尾張野島灯台から二二二度四、三〇〇メートルの地点
- (26) 尾張野島灯台から二二二度四、五三〇メートルの地点
- (27) 尾張野島灯台から二二五度三〇分五、一五〇メートルの地点
-

-
- (28) 伊良湖岬灯台から二九三度四、〇九〇メートルの地点
- (29) 伊良湖岬灯台から二七二度三〇分二、四〇〇メートルの地点
- (30) 伊良湖岬灯台から一七一度二、六一〇メートルの地点
- (31) 神島灯台（北緯三四度三二分五五秒東経一三六度五九分一秒）から九一度二、三四〇メートルの地点
- (32) 神島灯台から三五〇度二、六九〇メートルの地点
- (33) 神島港北防波堤灯台（北緯三四度三二分五九秒東経一三六度五八分三四秒）から三四六度四分三、七九〇メートルの地点
- (34) 内海港第四号防波堤灯台から一九七度三〇分八、二二〇メートルの地点
- (35) 松阪港東防波堤灯台（北緯三四度三六分五九秒東経一三六度三三分四一秒）から七〇度四分四、一六〇メートルの地点
- (36) 松阪港東防波堤灯台から六〇度四五分四、一五〇メートルの地点
- (37) 内海港第四号防波堤灯台から一九九度四五分七、六〇〇メートルの地点
-

(38) 野間埼灯台から二九六度三〇分八、六五〇メートルの地点

(39) 四日市港防波堤灯台（北緯三四度五六分四四秒東経一三六度三九分四七秒）から九九度三〇分

四、九八〇メートルの地点

(40) 揖斐川口灯台（北緯三四度五九分五八秒東経一三六度四三分一一秒）から一七三度三〇分三、七七〇メートルの地点

(41) 鬼崎港北防波堤灯台（北緯三四度五四分一七秒東経一三六度四九分一四秒）から二二一度三分八、四八〇メートルの地点

(42) 伊勢湾灯標から二四六度四五分三、三〇〇メートルの地点

(43) 名古屋港高潮防波堤中央堤西灯台から二二五度三〇分四、九八〇メートルの地点

三 大阪湾に係る緊急確保航路

次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(39)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた区域

(1) 西宮防波堤東灯台（北緯三四度四〇分二一秒東経一三五度二一分三五秒）から二二八度一五分

二、一四〇メートルの地点

(2) 西宮防波堤東灯台から二〇九度一五分二、一二〇メートルの地点

(3) 堺泉北大和川南防波堤北灯台（北緯三四度三六分一八秒東経一三五度二三分一七秒）から二七五度一五分六、六八〇メートルの地点

(4) 堺泉北大和川南防波堤北灯台から二八一度三〇分四、九五〇メートルの地点

(5) 堺泉北大和川南防波堤北灯台から二七八度一五分五、〇六〇メートルの地点

(6) 堺泉北大和川南防波堤北灯台から二七四度一五分四、八二〇メートルの地点

(7) 堺泉北大和川南防波堤北灯台から二五三度四五分五、六〇〇メートルの地点

(8) 堺浜寺北防波堤灯台（北緯三四度三三分二九秒東経一三五度二四分三四秒）から二七〇度四五分一一、二〇〇メートルの地点

(9) 堺浜寺北防波堤灯台から二七一度四五分八、二二〇メートルの地点

(10) 堺浜寺北防波堤灯台から二六六度四五分八、四二〇メートルの地点

(11) 堺浜寺北防波堤灯台から二六七度三〇分一一、九六〇メートルの地点

-
- (12) 友ヶ島灯台（北緯三四度一六分五一秒東経一三五度二秒）から三四七度三〇分五、六七〇メートルの地点
- (13) 友ヶ島灯台から二二〇度一五分一、九四〇メートルの地点
- (14) 生石鼻灯台（北緯三四度一六分三秒東経一三四度五七分）から九〇度一、九九〇メートルの地点
- (15) 友ヶ島灯台から三三六度三〇分六、六八〇メートルの地点
- (16) 堺浜寺北防波堤灯台から二七五度一二、三二〇メートルの地点
- (17) 西宮防波堤西灯台（北緯三四度四〇分四〇秒東経一三五度一八分四八秒）から一九〇度九、三二〇メートルの地点
- (18) 神戸第七防波堤西灯台（北緯三四度四〇分八秒東経一三五度一五分一四秒）から一八八度九、〇八〇メートルの地点
- (19) 平磯灯標（北緯三四度三七分一八秒東経一三五度三分五五秒）から一六五度四五分五、一八〇メートルの地点
-

-
- (20) 平磯灯標から二一五度三、四五〇メートルの地点
- (21) 江崎灯台（北緯三四度三六分二三秒東経一三四度五九分三六秒）から四六度一、六三〇メートルの地点
- (22) 江崎灯台から三二八度三〇分一、二〇〇メートルの地点
- (23) 江崎灯台から三二八度三〇分二、九〇〇メートルの地点
- (24) 江崎灯台から三一一度三、一一〇メートルの地点
- (25) 平磯灯標から二一五度一、九五〇メートルの地点
- (26) 平磯灯標から一五三度三〇分四、〇〇〇メートルの地点
- (27) 神戸第一防波堤西灯台（北緯三四度三九分一一秒東経一三五度一一分二五秒）から一八九度六、三八〇メートルの地点
- (28) 神戸第一防波堤西灯台から一九一度四、五六〇メートルの地点
- (29) 神戸第一防波堤西灯台から一八二度一五分四、八八〇メートルの地点
- (30) 神戸第一防波堤西灯台から一八二度三〇分六、二五〇メートルの地点
-

- (31) 神戸第七防波堤西灯台から一九一度一五分七、七五〇メートルの地点
- (32) 神戸第七防波堤西灯台から一七一度三〇分七、二八〇メートルの地点
- (33) 神戸第七防波堤西灯台から一六六度三〇分四、七〇〇メートルの地点
- (34) 神戸第七防波堤西灯台から一四九度四五分四、八五〇メートルの地点
- (35) 西宮防波堤西灯台から一九一度四五分七、九二〇メートルの地点
- (36) 西宮防波堤西灯台から一八七度四五分七、七四〇メートルの地点
- (37) 西宮防波堤西灯台から一九二度三〇分四、七八〇メートルの地点
- (38) 西宮防波堤西灯台から一八四度三〇分四、四八〇メートルの地点
- (39) 西宮防波堤西灯台から一八三度七、〇五〇メートルの地点

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十六年一月十五日から施行する。

(経過措置)

第二条 この政令の施行の際現に改正後の港湾法施行令（以下「新令」という。）別表第二第一号に規定する東京湾中央航路の区域（改正前の港湾法施行令別表第二第一号に規定する中ノ瀬航路及び同表第二号に規定する浦賀水道航路の区域を除く。）内において水域を工作物の設置等により占用している者は、この政令の施行の日から起算して一月を経過する日までの間は、港湾法第四十三条の八第二項の規定による許可を受けないで、又は同条第四項において準用する同法第三十七条第三項の規定による協議を行わないでその水域を占用することができる。

第三条 この政令の施行の際現に新令別表第五に規定する東京湾に係る緊急確保航路又は大阪湾に係る緊急確保航路の区域内において水域を工作物の設置等により占用している者は、この政令の施行の日から起算して一月を経過する日までの間は、港湾法第五十五条の三の四第二項の規定による許可を受けないで、又は同条第四項において準用する同法第三十七条第三項の規定による協議を行わないでその水域を占用することができる。

2 この政令の施行の際現に新令別表第五に規定する伊勢湾に係る緊急確保航路の区域内において水域を工作物の設置等により占用している者は、この政令の施行の日から起算して三月を経過する日までの間は、

港湾法第五十五条の三の四第二項の規定による許可を受けないで、又は同条第四項において準用する同法第三十七条第三項の規定による協議を行わないでその水域を占有することができる。

理由

緊急確保航路の区域として東京湾に係る緊急確保航路等の区域を定めるとともに、開発保全航路の区域として東京湾中央航路の区域を定める等の必要があるからである。